

公布された規則のあらまし

○佐賀県県税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（規則第 56 号）

佐賀県県税条例等の一部を改正する条例（令和 2 年佐賀県条例第 29 号）附則第 1 条第 6 号に掲げる規定の施行期日は、令和 3 年 1 月 1 日とすることとした。